**府意思疎通支援部会報告**

**〇盲ろう者・通訳介助等資料（抜粋）・・・P３**

**〇手話通訳資料（抜粋）・・・P４**

**〇要約筆記・新たな意思疎通支援資料（抜粋）・・・P７**

**〇盲ろう者通訳・介助等資料（抜粋）**

**「大阪府盲ろう者社会参加支援センター」について**

■大阪府では、盲ろう者の日常生活支援や社会参加促進の観点から、①盲ろう者社会参加等促進事業、②盲ろう者通訳・介助者確保事業、③盲ろう者通訳・介助者派遣事業を実施してきた。Ｈ28年度より、①については、府内で盲ろう者支援に取り組む関係機関との連携強化を図るとともに、②・③については、盲ろう者の一層の日常生活支援・社会参加促進を図るための要綱改正を行う等の制度的充実を進めてきた。

■Ｈ32（2020）年度早期にオープンする府立視聴覚障がい者情報提供施設では、盲ろう者などの視聴覚障がい者等の意思疎通支援等の機能を位置付けることとしている。

■以上のことから、府における盲ろう者福祉に係る取組みの盲ろう者等へのわかりやすい周知も考慮し、平成３１（２０１９）年度から、①～③の事業及びその実施機関を「大阪府盲ろう者社会参加支援センター」と標ぼうするとともに、盲ろう者社会参加等促進事業の連携機関については、「大阪府盲ろう者社会参加支援センター連携機関○○（機関名）」と標ぼうする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **東京都盲ろう者支援センター** | **ひょうご盲ろう者支援**  **センター** | **大阪府における取組み** |
| 運営主体：（NPO）東京盲ろう者  友の会  ※予算額非公開  ○盲ろう者支援センター事業（補助）  （1）訓練事業  ・コミュニケーション訓練  ・生活訓練  ・パソコン等電子機器活用訓練  （2）総合相談支援事業  （3）社会参加促進事業  ・集団学習会・交流会  ・盲ろう者関係情報の収集・分析・提供  ・盲ろう者に関する普及啓発  （4）専門人材養成事業  ・相談・訓練等の支援・相談員の育成  ・訓練・研修等プログラムの 開発・普及  ○[盲ろう者通訳・介助者派遣事業](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/nichijo/mourouhaken.html)（委託）  ○盲ろう者通訳・介助者養成研修事業（補助） | 運営主体：（ＮＰＯ）兵庫盲ろう者  友の会  ㉚予算：１１，０００千円（政令中核市が個別に委託している部分は含まず）  ○盲ろう者向け通訳・介助員派遣  ○盲ろう者向け通訳・介助員養成  ○生活訓練・総合相談  ・コミュニケーション訓練  ・パソコン訓練  ・歩行訓練  ・調理訓練  ・来所相談・訪問相談  ※いずれも委託 | 運営主体：（社福）大阪障害者自立支援協会、（ＮＰＯ）大阪盲ろう者友の会、（ＮＰＯ）ヘレンケラー自立支援センターすまいると連携。  ○盲ろう者通訳・介助者確保事業  ㉚予算　： 3,259千円  ○盲ろう者通訳・介助者派遣事業  　㉚予算　：　105,102千円  ○盲ろう者社会参加等促進事業  　　㉚予算　： 8,832千円  ・生活訓練  ・社会参加の促進  ・パソコン指導者サポーター養成  ※いずれも委託 |

**〇手話通訳資料（抜粋）**

**（１）手話通訳者養成講座・登録試験のあり方の見直し**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **現状および課題** | **方針（案）** | **これまでの論点** |
| **■養成講座講師について**  ➢府養成講座講師やそのスキル等の確保方針・方策なし。 | ➢手話通訳者養成講座の講師要件の明確化【H31年度～】  ・語学力の確認（手話能力など）。  ・受講者アンケートの実施。  ➢外部講座の活用【H31年度～】  ・外部講座の受講必須化。  ・「教えるスキル」についての講座受講必須化。  ➢養成講座の講師の府への登録・更新制度の導入【H31年度～（経過措置あり）】  ・上記要件（語学力・講座受講・良好なアンケート結果等を満たす者を登録・更新。 | **（第１回）**  ➢講師の技術を磨く研修は重要。手話言語学の知識・技術、教える際に役立つものでなければならない。かかる取組みを実施している県もある。  ➢養成に係るコストは莫大なのに、登録試験の合格率が低い。税で運用されている以上、これは変えないといけない。登録試験の合格率が低い理由として、３点挙げられる。①受講者のレベル、②講座の内容、③試験問題。①は受講生のレベルを絞り込むべき。②は充実した講座内容とする等の見直しをすべき。その上で、③についても見直し。  **（第２回）**  特段の意見なし。 |
| **■養成講座そのものについて**  ➢府養成講座の位置付けが　　不明確  ・養成講座があるにもかかわらず、登録試験は誰でも受験　可能。  ・一方、登録試験における養成講座修了者等の優遇措置なし。 | ➢講座そのものに係る外部有識者による評価等の場の設置・運営【H31年度～】  ・ＷＧメンバーをもって充てる（持ち回り方式も想定）。  ➢「初級」「中級」「上級」の位置づけと運用の見直し【H32年度～（一部H31年度～】  ・東京都の取組みを参考に見直し・運用。  ・➀手話奉仕員からのステップアップをターゲットとする講座、➁手話通訳士の資格取得をターゲットとする講座、③登録者の現任研修をターゲットとする講座、を基本とする。  ・➀の修了者は、優先的に➁を受講できるようにすべきか否かを検討。  ・受講のための選考を厳格化するとともに、受講定員をさらに絞り込み。  ・何度でも受講可能にする。  ➢「手話通訳士」等の連動性の確保【H32年度～】  ・「手話通訳士」取得等を一つのターゲットとする。 | **（第１回）**  ➢養成に係るコストは莫大なのに、登録試験の合格率が低い。税で運用されている以上、これは変えないといけない。登録試験の合格率が低い理由として、３点挙げられる。①受講者のレベル、②講座の内容、③試験問題。①は受講生のレベルを絞り込むべき。②は充実した講座内容とする等の見直しをすべき。その上で、③についても見直し。（再掲）  ➢専門性の高い手話通訳者を養成するのには、20名という規模では、きっちり指導し、きっちり技術習得させるのは難しい。特に高い専門性のある手話通訳者の養成をめざすのであれば、受講者数を絞る　　べき。  ➢養成の対象は若い人をターゲットにすべき。若い人をつぶさないように。  **（第２回）**  ➢東京都とまるっきり同様の講座を実施することは難しいのでは。特に「手話通訳士」未満、手話奉仕員以上のレベルの人々への講座はどうするのか。  ➢手話通訳士のみならず、手話検定試験の要件化も検討すべき。 |
| **■登録試験について**  ➢府登録試験の合格率が非常に低い（０～３％）。  ※合格者１人あたりコスト  H29年度　1,168万円×３年＝3,504万円  H28年度　2,336万円×３年＝7,008万円  H27年度　2,294万円×３年＝6,882万円  ※他府県や手話通訳士の　合格率は概ね10～15％程度。 | ➢登録試験に係る外部有識者による評価等の場の設置・運営【H31年度～】  ・ＷＧメンバーをもって充てる（持ち回り方式も想定）。  ➢登録試験の受験要件の見直し（手話通訳士のみ受験可とする【H32年度～（経過措置として、当面の間、養成講座（上級）修了者も受験可とする。）】  ・将来的には「手話通訳士」のみ受験可とする。  ➢試験採点者に外部人材を活用【H31年度～】 | **（第１回）**  ➢養成に係るコストは莫大なのに、登録試験の合格率が低い。税で運用されている以上、これは変えないといけない。登録試験の合格率が低い理由として、３点挙げられる。①受講者のレベル、②講座の内容、③試験問題。①は受講生のレベルを絞り込むべき。②は充実した講座内容とする等の見直しをすべき。その上で、③についても見直し。（再掲）  ➢東京都の通訳者は「手話通訳士有資格者＋登録試験合格」した者であり、高い専門性を有している。  **（第２回）**➢  特段の意見なし。 |

**（２）手話通訳者の登録・派遣の見直し**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **現状および課題** | **方針（案）** | **これまでの論点** |
| **■手話通訳者の登録について**  ➢計画目標値に過誤があり、見直した経過等あり。  Ｈ29年度末：580人→  Ｈ32年度末：48人  ➢登録試験合格者に対する人材養成ビジョンの欠落。上記の状況による登録者のスキルの経年　劣化。  ➢登録年数の浅い登録者に対する過小評価の実態もあり。  ➢養成講座→登録試験→派遣等の確実な人材確保方策なし。 | ➢OJT等によるスキル確保の実施【H30年度～】  ・OJTの評価について、聴覚障がい者も行えるよう、項目を工夫（利用者の観点からの項目に絞るなど）。  ・H30年度は「共に生きる障がい者展」等においてOJT実施したが、11名中４名のみ対応。  ・OJT修了しない者の取扱いやOJTそのものの仕組的対応をさらに検討（OJTの機会はH30年度内に何度か設ける予定であるが、応じない者は登録解除も含めて対応）。  ➢更新試験の実施【H32年度～】  ・「手話通訳士」資格取得を求めていく（手話通訳士は、更新試験免除）。  ・現任研修の受講も必須化。  ・活動実績がなく、登録名簿から外れている者についても、OJT・現任研修・更新試験のサイクルを踏むことで、登録者として再度名簿に登録されることも検討（予備登録のような運用）。  ➢派遣実績やＯＪＴ、更新試験による登録者の実力判定の実施【H31年度（試行）～】  　・派遣依頼者に、手話通訳者への評価・アンケートを実施する。  ➢登録者の実力判定結果と派遣報酬の連動【上記をもとにさらに検討】  ➢常時派遣対応可能な登録者の計画的確保【順次実施】  ➢登録者→養成講座講師のキャリアパスの確立【順次実施】  ➢養成講座修了証の発行及びその取扱いの　明確化、修了者の活用方法を広くPR【H32年度～】 | **（第１回）**  特段の意見なし。  **（第２回）**  ➢OJTの有効化は、コーディネートの問題。  手話通訳者の派遣の際に、ベテラン通訳者と新人を組合わせる等、やりようはいくらでもある。また、OJTも含め、活動しない登録者は、登録者名簿から外すべき。  ➢合格者といえども、十分な通訳者とは言えない。どの資格でもそのとおりで、だからこそOJTが必要である。どんなベテランの人にも、１年めがあった。  ➢具体的な現任研修と更新試験を一貫性のあるものとして実施する必要がある。 |
| **■手話通訳者の派遣について**  ➢登録手話通訳者の稼働率が非常に低い。年間100回以上稼働の登録者：8.2％（20名）  ➢府手話通訳者派遣ニーズが少ない。 | ➢府主催のイベント等は、そもそも派遣対象。よって、派遣事業をさらに積極活用【H30年度～】  ・府主催のイベント等については、主催者による代理申請制度を導入する。  ➢総合支援法の「特に専門性の高い意思疎通支援（派遣対象であるもの）」と「通勤や通学等、反復継続性のあるもの（派遣対象でないもの）」の関係性の整理【H30年度～】 | **（第１回）**  ➢手話の通じにくい高齢者の手話を読み取り、手話を伝えるのも、特に高い専門性。府の派遣対象とするべき。  ➢特に高い専門性は、技術だけではなく、要件の内容も含まれる。  ➢「特に高い専門性」と「専門領域」は全くの別物。  **（第２回）**  特段の意見なし。 |

**〇要約筆記・新たな意思疎通支援資料（抜粋）**

**失語症者への支援の主な論点について**

|  |  |
| --- | --- |
| **現状および課題** | **方針（案）** |
| **【養成について】**  ➢養成については、国の研修（失語症者向け意思疎通支援者指導者養成研修）を受講できるのが各都道府県で毎年度２名（言語聴覚士に限る）。  **【派遣について】**  ➢国は、基本的には盲ろう者通訳介助者派遣制度と同様の取組みを想定。大阪府の失語症者数を16千人(全国の失語症者数は20～50万人と推計されており20万人の大阪府の人口の8％として16千人)として、そのうちの10％の1600人が制度を利用したとしたら、年間10億円が必要(盲ろう者通訳介助者派遣制度は制度利用者が約100名で年間予算約1億円)。  **【総合支援法上の問題点】**  ➢国は、失語症者向け意思疎通支援に関し、養成は都道府県、派遣は市町村の役割としている（「参考資料２」参照）。  ➢総合支援法第78条（都道府県の実施義務を規定）で養成した者を、第77条（市町村の実施義務を規定）で派遣するのは法の趣旨に照らし妥当か。  ➢財政制度的にも、市町村が派遣する人材を都道府県が養成するのなら、市町村が応分の負担をすべきではないか。 | **【養成について】**  ➢国の定める「失語症者向け意思疎通支援者」のカリキュラム80時間 ÷ 6時間／週 ≒ 14週 ＝　3.5ヵ月  ➢これまでに、３名が国の研修を受講。来年度は２名が受講予定。よって来年度末には、5名の講師が確保できる。  ➢なお、国の指導者養成研修を修了した言語聴覚士については、府に登録。  **【派遣について】**  ➢派遣制度は、盲ろう者のように同行援護のメニューの中に失語症者を対象とするのが現実的。  **【総合支援法上の問題点】**  ➢引き続き、国に提言。 |

**失語症者への支援のイメージについて**

|  |
| --- |
| ○養成について  ➢以下の３類型をベースとして養成していく。   1. 80時間全て受講する人（福祉事業所等の職員等を想定。リーダー。） 2. 20～30時間程度受講する人（当事者パートナー） 3. 小売業や旅客業などの業界団体の担当者など例えば１日分を受講する人。   ○派遣について  ➢派遣そのものを実施するのではなく、府の講習の修了者（リーダー、パート　ナーに限る。）がいる事業所を「認証」・「公表」するような取組み。  ○その他  ➢定期的な連絡会を大阪府、大阪府言語聴覚士会、大阪府失語症友の会等連絡会とで行う。 |

**府要約筆記者の登録等について**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| これまでの経過 | 課題 | 対応案 |
| ・H25～26年度に、府・大阪市・堺市の合同で、登録試験を実施。  　→登録試験の点数が60％以上の者を合格として要約筆記者に認定。  30％以上60％未満の者を要約筆記者「補」として取扱い。）  ・「補」を設定した理由は、「者」をめざすモチベーションの向上等。  ・なお、「補」も現任研修（年４回のうち、いずれか１回）を受講することを条件として、その翌年度において派遣することを可能とした。  ・H27年度に全国統一試験に移行。　その際、３年間の更新年限を導入。  また、「補」は新規に発生させないこととした。  ・府要約筆記者数は、124人。  「補」は、65人。 | ・今年度末にすべての「補」が更新年限を迎える。  ・H29年度に活動実績がある「補」は、１人（１回のみ派遣、現任研修は未受講）。  ・今年度、現任研修を受けた「補」は、９人。 | ・今年度は、これまでどおり登録調書の提出によって、「補」の更新を認める。  ・要約筆記者の障がい者計画上の目標値を見直し（H29年度末までに350人→H32年度末までに15人）を行ったことなどを踏まえ、「補」の扱いについては、H31年度をもって終了（「補」の更新年限は、原則として、H31年度限り）とする。  ・登録調書の提出要請と併せて、周知する。  ・「補」及び既受講者も養成講座の受講を認める。 |

**手話言語条例評価部会提言**

大阪府障がい者施策推進協議会提言

平成28年10月14日

手話言語条例検討部会提言

平成28年８月31日

|  |
| --- |
| 目次 |

１．はじめに　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　１１

２．これまでの検討の経過について　・・・・・・・・・　　１２

３．手話言語条例の制定に向けて　・・・・・・・・・・　　１３

４．暮らす　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　１４

５．学ぶ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　１６

６．働く　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　１７

７．今後の取組みを評価する体制について　・・・・・・　　１８

８．おわりに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　１８

|  |
| --- |
| １．はじめに |

手話については、明治13年（1880年）にミラノで開催された聴覚障害教育国際会議（ＩＣＥＤ）で、その後の聴覚に障がいのある人のための教育プログラムでの手話の使用の排除等につながった決議がなされ、わが国においても、聴覚障がい児に対して音声による教育が中心となるなど、言語として尊重されない扱いを受けてきました。

これに対して、言語として手話を獲得し、手話で学び、手話を学び、手話を使い・守る環境づくりを進めていくことは、聴覚に障がいのある人たちの切なる願いとなり、手話を言語として尊重することを求める運動へと結びついていきました。

その結果、平成18年（2006年）の国連障害者権利条約でようやく、言語に「手話等の非音声言語」を含むことが明記され、その４年後の平成22年（2010年）にバンクーバーで開かれたＩＣＥＤで、明治13年（1880年）の同会議の決議が撤廃されるに至りました。わが国でも、平成23年（2011年）に障害者基本法に「言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段」と規定されるなど、手話を言語として認めようという動きがみられるようになりました。

しかしながら、聴覚障がいのある乳幼児が言語として手話を自然獲得する環境を支える仕組みや制度は存在せず、また、学びの場において手話で学び、手話を学ぶ環境づくりも不十分であると言わざるを得ません。その結果、手話を使い・守る環境が今以上に広がっていかない現状もあります。手話が言語である以上、こうした仕組みや制度、環境を整えていかなければなりません。

このため、平成28年（2016年）４月に大阪府障がい者施策推進協議会に手話言語条例検討部会を設置し、障がい当事者団体をはじめ教育や企業等の関係者、学識経験者が参集し、大阪府における手話言語に係る条例や取組みの方向性について検討してきました。

その結果を以下のとおり取りまとめ、大阪府が制定すべき条例と今後の取組みの方向性として提言します。

|  |
| --- |
| ２．これまでの検討の経過について |

　平成28年４月に大阪府障がい者施策推進協議会に手話言語条例検討部会を設置し、４回にわたり次のとおり議論してきました（資料集Ｐ１～２参照）。

【第１回部会】平成28年５月11日（資料集Ｐ３～８参照）

　○手話言語に係る背景や取組み状況等を確認し、議論の方向性・スケジュールについて議論しました。

　○また、松本晶行弁護士を招へいし、手話の基本的な事項等について、ゲストスピーチをしていただきました。手話が言語であり、手話にも方言や世代間の言葉の違いもあるものの、手話という言語としては一つであり、聴覚に障がいのある人にとって大切なものであることを確認しました。

【第２回部会】平成28年６月15日（資料集Ｐ９～38参照）

　○府の手話言語に係る主な取組み状況や取組み別予算・事業実績のほか、府内の身体障害者手帳交付台帳登載数、条例制定済み県の取組み状況等を確認しました。

　○乳幼児期における言語としての手話獲得の重要性のほか、府内の聴覚に障がいのある幼児・児童・生徒の在籍状況等について、議論しました。

　○このほか、手話言語に関する府民意識調査を実施することとしました。

【第３回部会】平成28年７月20日（資料集Ｐ39～63参照）

　○企業における手話に関する取組み例のほか、乳幼児期の手話獲得支援の取組み事例（「にじっこ」の視察結果）を確認しました。

　○この部会の提言（素案）のほか、手話の捉え方、手話言語に関するアンケートの内容について議論しました。

　○また、京都教育大学大学院２年生の久保沢寛氏を招へいし、手話の獲得等について、ゲストスピーチをしていただき、ご自身の体験として、獲得した言語として手話がベースにあったことで、日本語の獲得もスムーズにでき、また、手話によって論理的思考や日本語の文法の理解、多様なコミュニケーションが可能となっていることや、聴覚に障がいのある人が言語としての手話を獲得できる環境づくりの必要性を確認しました。

【第４回部会】平成28年８月31日（資料集Ｐ64～80参照）

○乳幼児期における言語としての手話獲得の重要性について議論し、手話言語に関するアンケート内容の結果を確認しました。

　○この部会の提言について、議論しました。

|  |
| --- |
| ３． 手話言語条例の制定に向けて |

手話は、言語です。

　言語、すなわち、その人の使う言葉が認められるということは、その人自身が認められるということ、言葉が尊重されるということは、その人自身が尊重されるということ、言葉を言葉として認め、尊重するということは、その言葉を使う人たちや、その人たちの歴史や文化、権利を認め、尊重するということです。

　私たちは今、手話を言語として認め、尊重していかなければなりません。

しかし、大阪府における手話が言語であることの認知度や手話への関心は低く、また、手話を自然獲得し、手話で学び、手話を学び、手話を使い守る環境も不十分であると言わざるを得ません。

手話を言語として認め、尊重していくための具体的な方向性として、人々の様々な生活場面―「暮らす」、「学ぶ」、「働く」といった、それぞれの場面で、「手話を獲得する」、「手話で学ぶ」、「手話を学ぶ」、「手話を使う・守る」という、「言語としての手話に関する取組み」を、大阪府と市町村、企業やＮＰＯ等とが力を合わせて広げていくべきです。

そして大阪府は、「言語としての手話に関する取組み」の根拠となる条例を制定することにより、手話が言語として社会で認められ、手話を通じて心とこころが結ばれる社会をめざしていくべきです。

|  |
| --- |
| ４．暮らす |

○手話は独自の文法構造を持つ独立した言語です。本来、言語の獲得は、意図せずに育ちの環境の中で、主に乳幼児期に自然になされるものであり、その後の心理発達や人格形成に大きな影響を与える対人関係の鋳型とも言うべき基盤を築くことにつながっていると考えられています。

○手話を必要とする聴覚障がいのある乳幼児が、手話を言語として自然獲得するためには、日常生活の中で主に保護者の手話に接していくことが必要です。保護者が手話をすることができなければ、子どもの言語としての手話の自然獲得は望めず、さらには、心理発達（人格形成）上、困難が生じることが見込まれます。しかしながら、手話を自然獲得していくための環境を支える制度や仕組みは、存在していません。

○「聞く、話す、考える」という日本語の言語としての学びの過程と同じように、手話についても、「見てわかる、伝えられる、考えられる」力が養われ、同時性・相互性・対等性・効率性の保障されたコミュニケーションを可能とするためには、聴覚障がいのある乳幼児とその保護者が、自然に獲得する言語として、手話を選択しようとするときに、そのことを支援する環境づくりを進めていくことが必要です。

○一方、大阪府の実施する「特に専門性の高い手話通訳者」の養成研修の受講者数が伸び悩み、派遣実績が減少しています（資料集Ｐ82参照）。加えて、「「手話言語」に関するアンケート（資料集Ｐ86～89参照）」において、手話に関心がないと答えた人の６割以上が、その理由として、「手話を使う機会がない」ことをあげています。

○これらのことからは、まだまだ手話が言語として社会的に認められていないため、手話を使える機会が十分に広がっておらず、聴覚に障がいのある人が、多くの場面で手話を使うことをあきらめてしまっていることがうかがえます。

○今以上に多くの場面で「手話を使う」ことができるよう、より多くの人に手話が言語であることを認識してもらい、より身近な場で「手話を学ぶ」ことのできる環境づくりを進めていくことが必要です。

【手話が言語として尊重されるようになったら…】

　・聴覚に障がいのある子どもとその保護者が「手話を獲得」できる環境が整

います。

　・より多くの場面で、「手話を使う」ことができるようになります。

　・「手話で学ぶ」、「手話を学ぶ」人や機会が増えます。

　・手話に関しての様々な研究が進みます。

【そのために、まず取り組んでいくこと】

　・聴覚に障がい（疑い含む。）のある子どもの言語能力の発達を支援するため、とりわけ乳幼児期における子どもとその保護者の「手話の獲得」を支援する環境づくりを進めていくべきです。

　・より多くの人が言語としての手話に関心を持ち、誰もが「手話を学ぶ」ことに簡単にアクセスできる環境づくりを進めていくべきです。

|  |
| --- |
| ５．学ぶ |

○聴覚に障がいのある子どもたちの通う学校などの学びの場では、かつて手話は言語として尊重されているとは言えない状況にありました。しかし、そのような状況の中にあっても、大阪府立中央聴覚支援学校（旧大阪市立聾学校）のように、手話の改良や指文字の考案を行うなど、手話を取り入れていた学校もありました。その後、聴覚に障がいのある人たちの運動や学校の取組みによって、学校に様々なコミュニケーション方法とともに手話が取り入れられていきました。

○現在では、大阪府には、いわゆる「総合的な学習の時間」などを活用して、「手話を学ぶ」取組みを進めている学校（資料集Ｐ62参照）や、手話に関する課外活動に取り組む学校があります。

○「「手話言語」に関するアンケート（資料集Ｐ86～89参照）」において、手話を学んだ経験があると回答した人の「きっかけ」として最も多かったのが、「学校等で学ぶ機会があったため（33.6％）」となっており、「手話を学ぶ」場として学校等の果たしている役割は大きいと考えられます。

○現在の取組みをさらに広げていくことで、学校などの様々な場で、「手話で学び」、「手話を学ぶ」ことのできる環境づくりを進めていくことが必要です。

【手話が言語として尊重されるようになったら…】

　・学校など様々な場で、「手話で学び」、「手話を学ぶ」ことができます。

　・「手話で学ぶ」、「手話を学ぶ」人や機会が増えます。【再掲】

　・手話に関しての様々な研究が進みます。【再掲】

【そのために、まず取り組んでいくこと】

　・いわゆる「総合的な学習の時間」や「自立活動」などを活用して、学校で「手話を学ぶ」機会等を確保できる環境づくりを進めていくべきです。

　・聴覚に障がいのある子ども等と関わりを持つ教員などの「手話を学ぶ」ことを支援する環境づくりを進めていくべきです。

　・学校の手話に関する課外活動を活性化させる環境づくりを進めていくべきです。

　・より多くの人が言語としての手話に関心を持ち、誰もが「手話を学ぶ」ことに簡単にアクセスできる環境づくりを進めていくべきです。【再掲】

|  |
| --- |
| ６．働く |

　○企業など働く場においても、手話を言語として認め、広めていく取組みが進んでいます。

　○その中で、手話を使うことのできる人を人材として尊重する取組みとして、聴覚に障がいのある社員が中心となった社内向け手話教室の開催や、手話のできる社員が聴覚障がいのある社員をサポートする「手話サポート制度」の導入、聴覚障がいのある店員が手話やパネルだけで顧客とやり取りをするカフェなど人材活用を進めている事例があります。

また、より多くの場面で手話を使うことのできるようにする取組みとして、店頭でタブレット端末等を活用して遠隔手話通訳を展開したり、手話のできる店員に「手話バッヂ」を付けたりといったサービスを展開している事例もあります（資料集Ｐ84参照）。

　○こうした取組みを今以上に広げていくことで、働く場で「手話を使う」ことが尊重され、「手話を使う」機会を増やしていくことが必要です。

【手話が言語として尊重されるようになったら…】

　・聴覚に障がいのある人や手話で通訳のできる人など「手話を使う」ことのできる人が、人材として、より尊重されます。

　・より多くの場面で「手話を使う」ことができるようになります。【再掲】

【そのために、まず取り組んでいくこと】

　・ＣＳＲなどに取り組む企業等と連携して、言語としての手話が社会に広がっていく環境づくりを進めていくべきです。

　・企業等による積極的な言語としての手話の普及に関する取組みをＰＲしていく環境づくりを進めていくべきです。

|  |
| --- |
| ７．今後の取組みを評価する体制について |

　○手話言語に係る取組みの実効性を確保するためには、その実施状況の評価や必要に応じた見直しを定期的に行っていく必要があります。

　○そのための場として、この検討と提言を行った手話言語条例検討部会を生かしていくべきです。

|  |
| --- |
| ８．おわりに |

○手話言語条例検討部会では、大阪府が制定すべき条例と今後の取組みの方向性を提言にとりまとめるため、４か月にわたり集中的に検討してきました。

○大阪府におかれては、これまでの検討経過を十分に認識し、ここに提言した内容を実現すべく取り組まれることを強く望みます。その際は、パブリックコメントを実施するなど幅広く意見を聴き、必要な経費の確保に可能な限り努められることを期待します。

○この提言による条例や取組みによって、大阪府が養成や派遣を行う「特に専門性の高い手話通訳者」（以下「手話通訳者」という。）等への期待とその役割は、今後、高まっていくものと思われます。また、手話通訳者など「特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成し、又は派遣する事業（以下「意思疎通支援事業」という。）」は、「第４次大阪府障がい者計画」に位置付けられており、現在、大阪府障がい者施策推進協議会の別の部会である第４次大阪府障がい者計画評価・見直し検討部会（以下「計画評価・見直し検討部会」という。）で議論が進められています。

○この提言と車の両輪とも言うべきものである手話通訳者などの意思疎通支援事業について、引き続き、計画評価・見直し検討部会でしっかりと議論し、さらなる手話の普及に向けて、必要な見直しを検討されることを望みます。

**関連要綱**

〇大阪府盲ろう者通訳・介助者確保事業実施要綱・・・・P２１

〇大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業実施要綱・・・・P２３

〇大阪府聴覚障がい者に対する手話通訳者の

確保に関する要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・P３１

〇大阪府聴覚障がい者に対する意思疎通支援者の

派遣に関する要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・P３４

〇大阪府聴覚障がい者に対する要約筆記者の

確保に関する要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・P４０

〇大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の

確保に関する条例第３条の規定に基づき実施する聴覚に

障がいのある子どもの言語としての手話の習得に係る

機会の確保等の取組みに関するタスクフォースに関する

要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P４３

〇大阪府聴覚障がい児手話言語獲得支援者養成確保等に

関する要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P４５

〇大阪府盲ろう者通訳・介助者確保事業実施要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、視覚と聴覚に重複して障がいがあることによりその障がいが重度である者（以下「盲ろう者」という。）の自立と社会参加を促進するため、盲ろう者のコミュニケーション及び移動等を支援する通訳・介助者（以下「通介者」という。）を養成する事業を実施するために必要な事項を定める。

（実施主体等）

第２条　前条の事業の実施主体は大阪府（以下「府」という。）とし、予算の範囲内で実施するものとする。

２　府は、前条の事業の実施に当たっては、当該事業の実施に関し、盲ろう者への深い理解と経験を有し、障がい者や障がい者団体への総合的な相談支援機能を有する者に委託して実施するものとする。

（養成研修等）

第３条　府は、第１条の事業の実施に当たっては、通介者を養成し、確保するための研修（以下「養成研修」という。）を実施するものとし、当該研修を修了した者に修了証書（様式第１－１号）を交付するものとする。

２　府は、前項の修了者に対し、現場実習を実施するものとし、当該実習を修了した者に修了証書（様式第１－２号）を交付するものとする。

３　府は、大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業実施要綱第４条第２項及び第３項により登録された者に対し、技術等を向上させるための現任研修を実施するものとし、当該研修を修了した者に修了証書（様式第１－３号）を交付するものとする。

（研修対象者）

第４条　養成研修の対象者は、次の各号いずれにも該当する者で、府が適当と認めたものとする。

一　府内に居住、通学または勤務その他活動の場を有する者である　　こと。

二　盲ろう者福祉に熱意があり、通介者として活動する意思がある者　であること。

（研修内容）

第５条　養成研修の内容は、盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について（平成25年３月25日付障企自発325第１号）の「盲ろう者向け通訳・介助員養成カリキュラム」に基づき編成するものとする。

（事務の協力）

第６条　府は、事業の実施に当たっては、事業を円滑に実施し、盲ろう者団体をはじめ関係機関と密接に連携・協力することとする。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか必要がある事項は、府が別に定　める。

附　則

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成31年３月８日から施行する。

〇大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、視覚と聴覚に重複して障がいがあることによりその障がいが重度である者（年齢を問わない。以下「盲ろう者」という。）に対して、その意思疎通を支援（以下「通訳」という。）し、及びその外出時において、当該盲ろう者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護（当該外出時の排せつ・食事等の介助その他の当該盲ろう者の外出時に必要な援助を含む。以下「介助」という。）を行う者（以下「通訳・介助者」という。）を派遣する事業を実施するために必要な事項を定めることにより、盲ろう者の自立と社会参加を促進することを目的とする。

（実施主体等）

第２条　前条に定める事業の実施主体は大阪府（以下「府」という。）とし、予算の範囲内で実施するものとする。

２　府は、前項の事業の実施に当たっては、この事業の実施に関し、盲ろう者への深い理解と経験を有し、障がい者や障がい者団体への総合的な相談支援機能を有する者に委託して実施するものとする。

３　府は、前項の委託に当たっては、受託者に対し第３条から第17条に規定する業務のほか、通訳・介助者の派遣に関する調整を行わせるものとする。

（利用の登録等）

第３条　通訳・介助者の派遣の対象となる者は、次の各号いずれにも該当する者であって、通訳・介助者の派遣が必要と認められるものとする。

一　大阪府内に居住する者であること。

二　身体障害者手帳の１級又は２級の盲ろう者であること。

２　前項に該当する者が、通訳・介助者の派遣を受けようとするときは、あらかじめ大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業利用者登録書（様式第１号。以下「登録書」という。）により、府に登録しなければならない。

３　府は、登録書を受理したときは、利用者登録台帳に登録し、適切に管理するものとする。

（通訳・介助者の登録）

第４条　通訳・介助者になろうとする者は、大阪府盲ろう者通訳・介助者登録申請書（様式第２号。以下「登録申請書」という。）を添えて、府にその旨を申請しなければならない。なお、すでに提出している登録申請書の記載内容に変更があった場合も同様とする。

２　府は、前項の申請が次の各号に掲げる要件をすべて満たす場合は、当該申請をした者を通訳・介助者として登録するものとする。

　一　大阪府盲ろう者通訳・介助者確保事業実施要綱第３条第１項及び第２項の修了証書の交付を受けた者であること又はそれと同等と認められる者であること。

　二　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第２条第４号に規定する暴力団密接関係者をいう。）ではないこと。

　三　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者ではないこと。

３　前項の登録は、当該登録をした年度の３年後の年度末をもって、その効力を失う。当該登録の更新を受けようとする者は、当該効力を失う年度の間に、大阪府盲ろう者通訳・介助者確保事業実施要綱第３条第３項に定める現任研修を修了しなければならない。

４　知事は、前２項により登録された者に大阪府盲ろう者通訳・介助者登録証（様式第３号。以下「通訳・介助者登録証」という。）を交付するものとする。

５　府は、通訳・介助者登録証を交付したときは、登録申請書に記載されている事項を通訳・介助者登録台帳に登載し、適正に管理し、その登録状況を利用者に情報提供するものとする。

６　通訳・介助者は、登録証の記載内容に変更があったとき又は登録証を毀損又は紛失したときは、「大阪府盲ろう者通訳・介助者登録証再交付申請書」（様式第４号）を提出し、通訳・介助者登録証の再交付を受けなければならない。

７　府は、利用者が大阪府管外に旅行する際には、旅行先の都道府県において通訳・介助者として活動している者であって適切と認められるものに当該利用者への通訳・介助を当該旅行する都道府県を通じて依頼することができる。この場合において、第１項から第３項の規定に関わらず、次条から第16条までの規定は、当該通訳・介助を行った者に適用するものとする。

（派遣時間等）

第５条　第３条第３項の規定により登録を受けた者（以下「利用者」という。）の通訳・介助者の派遣時間は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　１年間の派遣時間の合計の上限　４月１日から翌年の３月31日までの間で1,080時間（ただし、年度途中で第３条第３項の登録を受けた場合は、当該登録を受けた月を含む当該年度の残月数に90時間を乗じて得た時間を限度とする。）

二　１日当たり派遣時間の合計の上限　８時間（利用者が事前に通訳・介助者及び府の了解を得ている場合を除く。）

２　府は、利用者に対し、その利用状況に応じ、原則として、３月、６月、９月、12月に必要な枚数の大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣・利用券（様式第５号。以下「利用券」という。）を配布するものとする。

３　府は、１枚の利用券に対して、１人の通訳・介助者を派遣するものとする。ただし、１回当たりの通訳・介助者の派遣時間が概ね１時間30分を超え、かつ、通訳しようとする情報の量が多いと認められる場合は、１枚の利用券に対して、２人の通訳・介助者を派遣することができる。

（派遣の申請等）

第６条　通訳・介助者の派遣を申し込もうとする利用者は、原則として当該派遣を受けようとする日の10日前までに府に大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事前申込書（様式第６号。以下「申込書」という。）により、申し込むものとする。この場合において、申込書の提出が困難であるときは、電話その他の手段により申込書記載事項を府に連絡することをもって、申込書の提出に代えることができる。

２　府は、前項の申込書の内容が適正と認められる場合であって、次の各号いずれに　も該当しないときは、通訳・介助者を選定し、派遣するものとする。

一　通勤、就業その他の反復継続的な活動に係るものである場合又は別の手段により通訳・介助を受けることができる場合。ただし、次に掲げるものを除く。

イ　総合支援法に基づく同行援護を通訳・介助者以外の者から受ける場合であって、当該同行援護を受けて行う活動のうち通訳に係るもの

ロ　総合支援法に基づく指定障害者福祉サービスに係るもののうち通所に係るものであって、当該通所のための介助及び１日当たりの当該サービス利用時間のうち１時間に係る通訳

ハ　反復継続的な活動のうち収入を得ないものであって、日常の当該活動のための移動の介助を行う者（業務として当該介助を行う者を除く。）が病気その他のやむを得ない事情によって当該介助を行うことができないと認められるもの

二　通訳・介助者自らが車両又は自転車を運転して介助する場合

三　公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする場合

３　前項の派遣を受けることができる場合において、当該利用者は、自ら通訳・介助者の選定をすることができるものとする。この場合において、当該利用者はその依頼内容を府に報告しなければならない。

４　前２項において選定される通訳・介助者は、当該利用者の同居の者又は家族以外の者から選定されなければならない。

５　当該利用者が通訳・介助者の派遣を受けたときは、１時間あたり１枚の利用券を当該派遣された通訳・介助者に提出するものとする。ただし、当該派遣を受けた時間に30分未満の端数が生じたときは、次の各号に掲げる方法により取り扱うものとする。

一　当該１日のうちで派遣を受けた時間の合計が30分に満たないとき当該利用者は、実際の派遣に要した時間を利用券に明記して、当該利用券（以下「30分利用券」という。）を当該派遣された通訳・介助者に提出することができる。

二　当該１日のうちで派遣を受けた時間の合計が30分以上１時間未満のとき　１時間として取り扱うものとする。

三　当該１日のうちで派遣を受けた時間の合計が1時間以上のとき　30分未満のものは切り捨て、30分以上１時間未満のものは１時間として取り扱うものとする。

（活動報告）

第７条　通訳・介助者は、業務終了後１週間以内に大阪府盲ろう者通訳・介助者活動報告書（様式第７号。以下「活動報告書」という。）と、当該派遣にかかる利用券を府に郵送にて提出しなければならない。

２　府は、通訳・介助者から提出された活動報告書及び利用券について、その内容に事実との相違がないか確認するものとする。

（活動手当及び実費弁償）

第８条　府は、通訳・介助者の１月分の活動の対価（以下「活動手当」という。）を、次の各号に掲げる方法により、その翌月20日までに、通訳・介助者に支払うものとする。この場合において、府は、活動手当等の支払明細書を事前に送付するものとする。

一　利用券１枚当たりの活動手当　1,450円

二　30分利用券１枚当たりの活動手当（記載されている時間の合計（以下、この項において「合計時間」という。）が15分に満たない場合）　360円

三　30分利用券１枚当たりの活動手当（合計時間が15分以上の場合）　720円

２　府は、前項の活動に関し、当該通訳・介助者の自宅から業務開始地点まで及び業務終了地点から自宅までに要した交通費について、最も経済的な通常の経路及び方法によるものと認められる実費を弁償するものとする（ただし、１日当たり2,000円を上限とする。）。

(費用等)

第９条　通訳・介助に係る費用等の扱いについては、次によるものと　　する。

一　通訳・介助者の派遣に係る利用者の費用　無料

二　通訳・介助者の派遣を受けて行おうとする活動に関して発生する交通費、入場料その他の費用　利用者の負担（通訳・介助者に係るものを含む。）

三　通訳・介助者の派遣を受けて行った活動において、通訳・介助者の責に帰すべき事由により利用者の受けた損害　通訳・介助者の負担

（通訳・介助の質の確保）

第10条　通訳・介助者は、利用者に対する通訳・介助を行うに当たって、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

　一　通訳・介助に専念すること。

　二　利用者の人権と意思を尊重し、その主体的な自己決定に資する　こと。

　三　通訳に当たって、正確性及び即時性の確保を期すこと。

　四　介助に当たって、利用者の安心と安全の確保を期すこと。

　五　業務上知り得た情報を利用者の同意を得ないで第三者に提供し、又は、公表しないこと。

　六　この要綱の規定を遵守すること。

２　利用者は、通訳・介助者が前項各号に掲げる事項を遵守していないと認めるときは、その旨を府に通報することができる。

（報告等）

第11条　府は、前条第２項の通報があった場合のほか、必要と認めるときは、この要綱の適正な運用を図るために必要な事項に関して、通訳・介助者に対し報告を求めることができる。

（是正指導）

第12条　府は、通訳・介助者が次の各号のいずれかに該当するときは、通訳・介助者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

一　第４条第２項の登録の基準を満たしていないと認めるとき。

二　第６条第２項の選定の打診があったとき、正当な理由がないのにこれに応じないとき。

三　第７条第１項の期限までに活動報告書の提出をしないとき。

四　第７条第２項の確認に正当な理由がないのに応じず、又は確認の結果、事実との相違が認められたとき。

五　第10条第１項各号の事項を遵守しないとき。

六　前条の報告に正当な理由がないのに応じず、又は報告の結果、府が必要と認めるとき。

（通訳・介助者の登録等の停止）

第13条　府は、通訳・介助者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて当該通訳・介助者の登録を停止することができる。

一　前条に定める是正指導のために必要があるとき。

二　前条に定める是正指導に正当な理由がないのに従わないとき。

三　この要綱の規定に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくはそそのかし、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

２　府は、前項の規定により登録を停止したときは、その旨を利用者に公表しなければならない。

（登録の抹消）

第14条　府は、通訳・介助者が次の各号いずれかに該当するときは、その登録を抹消するものとする。

　一　前条第１項第２号又は第３号に該当し情状が重いとき。

　二　前条第１項の登録の停止に違反したとき。

　三　第４条第２項各号の要件を満たさなくなったとき。

　四　不正の手段により第４条第２項の登録を受けたとき。

２　府は、前項の規定により登録を抹消したときは、その旨を利用者に公表するものとする。

３　府は、利用者又は通訳・介助者から大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業利用者又は通訳・介助者登録辞退届（様式第８号）による届け出があったとき又は通訳・介助者が第４条第３項により登録の効力を失ったときは、その登録を抹消することができる。

（活動手当等の返還）

第15条　府は、第12条に定める是正指導、第13条第１項に定める登録の停止又は前条第１項の登録の抹消をした場合に、必要と認めるときは、当該通訳・介助者又は通訳・介助者であった者に第８条の活動手当又は実費弁償の返還を請求することができる。

（秘密の厳守）

第16条　通訳・介助者は、その登録の効力を失い、又は抹消された後も、業務上知り得た情報を利用者の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

(事務の協力)

第17条　府は、事業の実施に当たっては、事業を円滑に実施し、盲ろう者団体をはじめ関係機関と密接に連携・協力することとする。

（その他）

第18条　この要綱に定めるもののほか必要がある事項は、府が別に定　める。

附　則

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成27年２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

(経過措置)

２　この要綱の改正前の要綱（以下「改正前要綱」という。）第12条第１項の規定により行った登録及び同条第２項の規定により行った登録の更新については、平成31年３月31日までの間は、この要綱第４条第３項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

３　改正前要綱第12条第５項の規定により登録を行った者の登録及びその派遣については、この要綱第４条第７項前段の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成31年３月８日から施行する。

〇大阪府聴覚障がい者に対する手話通訳者の確保に　　関する要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第78条第１項の規定により、法第77条第１項第６号の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等（以下「聴覚障がい者」という。）に対して特に専門性の高い意思疎通支援を行う手話通訳者（以下「手話通訳者」という。）を養成する事業を実施するために必要な事項を定める。

（定　義）

第２条　この要綱において、「特に専門性の高い意思疎通支援」とは、意思疎通支援しようとする情報に係る業務に関し法律等に基づく資格の取得を要するものであって、当該情報に係る業務を行う者が府域又は府域を超える圏域において拠点的な役割を果たすものと認められるものその他これと同等以上のものと府が認めるものをいう。

（実施主体等）

第３条　第１条の事業の実施主体は、大阪府（以下「府」という。）とし、予算の範囲内で実施するものとする。

２　府は、第１条の事業の実施に当たっては、この事業の実施に関し、聴覚障がい者への深い理解と経験を有し、聴覚障がい者への相談支援機能を有する者に委託して実施するものとする。

（養成研修等）

第４条　府は、第１条の事業の実施に当たっては、手話通訳者を養成するための研修（以下「養成研修」という。）を実施するものとし、当該研修を修了した者（以下「修了者」という。）に手話通訳者養成研修修了証書（様式第１号）を交付するものとする。

２　府は、養成研修の講師に対し、講師としての技術等を向上させるための研修を実施するものとする。

（研修の対象者）

第５条　養成研修の対象者は、次の各号いずれにも該当する者で、府が適当と認めたものとする。

一　府内に居住、通学または勤務その他の活動の場を有する者である　こと。

二　手話通訳者として活動する意思がある者であること。

（登録試験の実施等）

第６条　府は、研修修了者、又は、これと同等と府が認める者に対し、必要な技術を有しているか審査するための大阪府手話通訳者登録試験（以下「登録試験」という。）を実施するものとする。

（手話通訳者の登録）

第７条　府は、次の各号のいずれにも該当する者を手話通訳者として登録することができる。

一　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第２条第４号に規定する暴力団密接関係者をいう。）ではないこと。

二　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者ではないこと。

三　登録試験の合格者（すでに手話通訳者として登録している者を除く。）であって、手話通訳に係る実践研修において一定の技術があると認められる者であること。

２　前項の登録は、当該登録をした年度の３年後の年度末までの間にその更新（更新のための現任研修をいう。以下「更新」という。）を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。この場合において、当該更新は直前の登録を行った年度から３年後の年度でなければ受けることができないものとする。

３　知事は、第１項の登録を受けた者に大阪府手話通訳者登録証（様式第２号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

４　第１項の登録を受けた者は、大阪府手話通訳者登録調書（様式第３号。以下「調書」という。）を提出しなければならない。

５　府は、調書の提出を受けたときは、調書に記載されている事項を手話通訳者登録台帳に登載し、適正に管理するものとする。

６　手話通訳者は、登録証の記載内容に変更があったとき又は登録証を毀損又は紛失したときは、「大阪府手話通訳者登録証再交付申請書」（様式第４号）を提出し、登録証の再交付を受けなければならない。

７　手話通訳者は、調書の記載内容に変更があったときは、変更後の内容を記載した調書を提出しなければならない。

８　府は、手話通訳者から「大阪府手話通訳者登録辞退届」（様式第５号）の提出を受けたときは、登録の抹消を行うものとする。

(事務の協力)

第８条　府は、事業の実施に当たっては、事業を円滑に実施し、聴覚障がい者団体をはじめ関係機関と密接に連携・協力することとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要がある事項は、府が別に定　める。

附　則

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の改正前の要綱（以下「改正前要綱」という。）第９条第１項から第２項の規定により行った登録及び同条第４項の規定により行った登録の更新については、平成31年３月31日までの間は、この要綱第７条第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成31年3月8日から施行する。

〇大阪府聴覚障がい者に対する意思疎通支援者の派遣に　関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第78条第１項の規定により、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する事業のうち、法第77条第１項第６号の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等（以下「聴覚障がい者」という。）を対象としてかかる事業を実施するために必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、「意思疎通支援者」とは、大阪府聴覚障がい者に対する手話通訳者の確保に関する要綱第６条第３項の登録を受けた者（以下「手話通訳者」という。）又は大阪府聴覚障がい者に対する要約筆記者の確保に関する要綱第６条第３項の登録を受けた者（以下「要約筆記者」という。）をいう。

２　この要綱において、「特に高い専門性」とは、意思疎通支援しようとする情報に係る業務に関し法律等に基づく資格の取得を要するものであって、当該情報に係る業務を行う者が府域又は府域を超える圏域において拠点的な役割を果たすものと認められるものその他これと同等以上のものと府が認めるものをいう。

（実施主体等）

第３条　第１条の事業の実施主体は、大阪府（以下「府」という。）とし、予算の範囲内で実施するものとする。

２　府は、前項の事業の実施に当たっては、当該事業の実施に関し、聴覚障がい者への深い理解と経験を有し、聴覚障がい者への相談支援機能と実績を有する者に委託して実施するものとする。

３　府は、前項の委託に当たっては、受託者に対し第４条から第16条に規定する業務を行わせるものとする。

（派遣対象者）

第４条　意思疎通支援者の派遣の対象となる者は、次の各号いずれにも該当する者であって、意思疎通支援者の派遣が必要と認められるものとする。

一　大阪府内（府内の政令市及び中核市を除く。）に居住する者であること。

二　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律の障害者等であって、聴覚に障がいのあるものであること。

（派遣の申請等）

第５条　意思疎通支援者の派遣を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として当該派遣を受けようとする日の10日前までに府に大阪府意思疎通支援者派遣申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）により、申請するものとする。この場合において、意思疎通支援を受けようとするもの（以下、この項において「催事等」という。）に関し、意思疎通支援を必要とする者が複数参加すると見込まれるときその他知事が必要と認めるとき（府等が実施する催事等をいう。）は、申請者に代わって、催事等の主催者又は府が申請することができる。

２　府は、前項の申請の内容が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該申請の目的を達成するために必要な意思疎通支援者を選定し、派遣するものとする。この場合において、府は、申請者に対し、「意思疎通支援者派遣決定（却下）通知書」（様式第２号）を当該申請者あて交付するものとする。

一　意思疎通支援を受けようとするものが特に高い専門性があると認められるもの。

二　営利を目的としたものでないもの。

三　通勤、就業その他の反復継続的な活動に係るものでないもの。

四　別の手段により意思疎通支援を受けることができないもの。

五　公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的としないもの。

３　前項の選定は、申込者の同居の者又は家族以外の者から行わなければならない。

４　市町村は、法第77条第１項第６号の意思疎通支援を行う者（手話又は要約筆記により意思疎通支援を行う者に限る。以下この条において同じ。）を当該市町村の圏域を超えて派遣（以下この条において「広域派遣」という。）しようとする場合において、当該意思疎通支援を必要とする業務の実施主体による負担が過重でないときは、当該実施主体に対し、その業務について合理的配慮を求めるものとする。

５　市町村は、前項の広域派遣に係る聴覚障がい者からの求めがあった場合、広域派遣しようとする都道府県又は市町村に登録している意思疎通支援を行う者について、市町村に登録しているものとしてみなし、広域派遣を行うものとする。

６　市町村は、前２項の配慮の求め又は広域派遣に相手方が協力しない場合であって、今後の情報保障への配慮に資するものであり、かつ、当該市町村による対応が困難な場合は、当該派遣について、府に調整を求めることができる。

７　府は、前項の市町村の求めがあったとき又は第２項の派遣を行うに当たり必要と認めるときは、当該派遣の必要の認められる圏域の都道府県若しくは市町村又は聴覚障がい者情報提供施設等へ派遣を求める調整を行うことができる。

（活動報告）

第６条　意思疎通支援者は、業務終了後１週間以内に意思疎通支援者活動報告書（様式第３号。以下「活動報告書」という。）を府に提出しなければならない。

２　府は、意思疎通支援者から提出された活動報告書について、その内容に事実との相違がないか確認するものとする。

（活動手当等）

第７条　府は、活動報告書により適正に意思疎通支援が行われたことを確認したときは、別表に定める基準及び支払方法により、当該意思疎通支援者に対し別表に定める活動手当その他の経費を支払うものとする。この場合において、府は、活動手当等の支払明細書を事前に送付するものとする。

２　府は、第５条第７項に基づく調整の結果、府の求めにより当該派遣を行った都道府県から活動手当等の請求があった場合は、当該請求に対し活動手当等を支払うことができる。

(費用等)

第８条　通訳に係る費用等の扱いについては、次によるものとする。

一　意思疎通支援者の派遣に係る申請者の費用無料

二　意思疎通支援者の派遣を受けて行おうとする活動に関して発生する入場料、参加費その他の費用申請者の負担（意思疎通支援者に係るものを含む。）

三　意思疎通支援者の派遣を受けて行った活動において、意思疎通支援者の責に帰すべき事由により申請者の受けた損害意思疎通支援者の負担

（意思疎通支援者による意思疎通支援の質の確保）

第９条　意思疎通支援者は、申請者に対する意思疎通支援を行うに当たって、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一　意思疎通支援に専念すること。

二　利用者の人権と意思を尊重し、その主体的な自己決定に資する　　こと。

三　意思疎通支援に当たって、正確性及び即時性の確保を期すこと。

四　業務上知り得た情報を利用者の同意を得ないで第三者に提供し、又は、公表しないこと。

五　この要綱の規定を遵守すること。

２　申請者は、意思疎通支援者が前項各号に掲げる事項を遵守していないと認めるときは、その旨を府に通報することができる。

（報告等）

第10条　府は、前条第２項の通報があった場合のほか、必要と認めるときは、この要綱の適正な運用を図るために必要な事項に関して、意思疎通支援者に対し報告を求めることができる。

（是正指導）

第11条　府は、意思疎通支援者が次の各号のいずれかに該当するときは、意思疎通支援者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

一　第５条第２項の選定の打診があったにもかかわらず、正当な理由　がなくこれに応じないとき。

二　第６条第１項の期限までに正当な理由がないのに活動報告書の提出をしないとき。

三　第６条第２項の確認に正当な理由がないのに応じず、又は確認の結果、事実との相違が認められたとき。

四　第９条第１項各号の事項を遵守しないとき。

五　前条の報告の求めに正当な理由がないのに応じず、又は同項の報告の結果、府が必要と認めるとき。

（意思疎通支援者の登録等の停止）

第12条　府は、意思疎通支援者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて当該意思疎通支援者の登録を停止することができる。

一　前条に定める是正指導のために必要があるとき。

二　前条に定める是正指導に正当な理由がないのに従わないとき。

三　この要綱の規定に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくはそそのかし、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

２　府は、前項の規定により登録を停止したときは、その旨を公表することができる。

（活動手当等の返還）

第13条　府は、第11条に定める是正指導、前条第１項に定める登録の停止又は大阪府手話通訳者養成研修事業実施要綱第16条若しくは大阪府要約筆記者養成研修実施要綱第16条の登録の抹消をした場合に必要と認めるときは、当該意思疎通支援者又は意思疎通支援者であった者に第７条の活動手当等の返還を請求することができる。

（秘密の厳守）

第14条　意思疎通支援者は、その登録の効力を失い、又は抹消された後も、業務上知り得た情報を申請者の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

（事務の協力）

第15条　府は、事業の実施に当たっては、事業を円滑に実施し、聴覚障がいに係る団体その他の関係機関と密接に連携・協力することとする。

（その他）

第16条　この要綱に定めるもののほか必要がある事項は、府が別に定　める。

附　則

この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

この要綱は、平成31年２月13日から施行する。

〇大阪府聴覚障がい者に対する要約筆記者の確保に　　関する要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第78条第１項の規定により、法第77条第１項第６号の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障がい者等（以下「聴覚障がい者」という。）に対して特に専門性の高い意思疎通支援を行う要約筆記者（以下「要約筆記者」という。）を養成する事業を実施するために必要な事項を定める。

（定　義）

第２条　この要綱において、「特に専門性の高い意思疎通支援」とは、意思疎通支援しようとする情報に係る業務に関し法律等に基づく資格の取得を要するものであって、当該情報に係る業務を行う者が府域又は府域を超える圏域において拠点的な役割を果たすものと認められるものその他これと同等以上のものと府が認めるものをいう。

（実施主体等）

第３条　第１条の事業の実施主体は、大阪府（以下「府」という。）とし、予算の範囲内で実施するものとする。

２　府は、第１条の事業の実施に当たっては、この事業の実施に関し、聴覚障がい者への深い理解と経験を有し、聴覚障がい者への相談支援機能を有する者に委託して実施するものとする。

（養成研修等）

第４条　府は、第１条の事業の実施に当たっては、要約筆記者を養成するための研修（以下「養成研修」という。）を実施するものとし、当該研修を修了した者（以下「修了者」という。）に要約筆記者養成研修修了証書（様式第１号）を交付するものとする。

２　府は、養成研修の講師に対し、講師としての技術等を向上させるための研修を実施するものとする。

（研修の対象者）

第５条　養成研修の受講者は、府が実施する受講判定試験の合格者と　する。

２　前項の試験を受けられる者は、次の各号いずれにも該当する者と　する。

一　府内に居住、通学または勤務その他活動の場を有する者である　　こと。

二　要約筆記者として活動する意思がある者であること。

（登録試験の実施等）

第６条　府は、修了者に対し、必要な技術を有しているか審査するための大阪府要約筆記者登録試験（以下「登録試験」という。）を実施するものとする。

（要約筆記者の登録）

第７条　府は、次の各号のいずれにも該当する者を要約筆記者として、登録することができる。

　一　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第２条第４号に規定する暴力団密接関係者をいう。）ではないこと。

　二　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者ではないこと。

　三　登録試験の合格者（すでに要約筆記者として登録している者を除く。）であって、要約筆記に係る実践研修において一定の技術があると認められる者であること。

２　前項の登録は、当該登録をした年度の３年後の年度末までの間にその更新（更新のための現任研修をいう。以下「更新」という。）を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。この場合において、当該更新は直前の登録を行った年度から３年後の年度でなければ受けることができないものとする。

３　知事は、第１項の登録を受けた者に大阪府要約筆記者登録証（様式第２号、以下「登録証」という。）を交付するものとする。

４　第１項の登録を受けた者は、大阪府要約筆記者登録調書（様式第３号、以下「調書」という。）を提出しなければならない。

５　府は、調書の提出を受けたときは、調書に記載されている事項を要約筆記者登録台帳に登載し、適正に管理するものとする。

６　要約筆記者は、登録証の記載内容に変更があったとき又は登録証を毀損又は紛失したときは「大阪府要約筆記者登録証再交付申請書」（様式第４号）を提出し、登録証の再交付を受けなければならない。

７　要約筆記者は、調書の記載内容に変更があったときは、変更後の内容を記載した調書を提出しなければならない。

８　府は、要約筆記者から「大阪府要約筆記者登録辞退届」（様式第５号）の提出を受けたときは、登録の抹消を行うものとする。

(事務の協力)

第８条　府は、事業の実施に当たっては、事業を円滑に実施し、聴覚障がい者団体をはじめ関係機関と密接に連携・協力することとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要がある事項は、府が別に　　定める。

附　則

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

(経過措置)

２　この要綱の改正前の要綱（以下「改正前要綱」という。）第９条第１項から第２項の規定により行った登録及び同条第４項の規定により行った登録の更新については、平成31年３月31日までの間は、この要綱第７条第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則

この要綱は、平成31年３月８日から施行する。

〇大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例第３条の規定に基づき実施する聴覚に障がいのある子どもの言語としての手話の習得に係る機会の確保等の取組みに関するタスクフォースに関する要綱

（目的）

第一条　この要綱は、大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例第３条の規定に基づき実施する聴覚に障がいのある子どもの言語としての手話の習得に係る機会の確保に関する取組みその他これに類するものに関し、その高度専門性を確保し、円滑かつ効果的に推進するため、タスクフォースの運営に必要な事項を定める。

（業務）

第二条　タスクフォースは、次の各号を担うものとする。

　一　聴覚に障がいのある子ども及びその保護者の言語としての手話の習得の支援に関する取組み（以下「取組み」という。）に関する年間計画及び個別計画の策定

　二　聴覚に障がいのある子ども及びその保護者の相談支援ネットワーク事業の総合調整

　三　取組みに関する人材の確保に係る企画立案並びに総合調整、カリキュラム、テキスト、登録のための要件及びその確認手法の策定並びにこれらの評価及び検証

四　前各号に掲げるもののほか、これらの円滑かつ効果的な推進のために必要な事項

第三条　タスクフォースの責任者（以下、「責任者」という。）は、次の各号のすべてを満たす者であって知事が認め登録したものとする。

一　聴覚に障がいのある子どもの教育分野に関する専門的見識を有すること

二　聴覚に障がいのある子どもの心理的支援に関する専門的見識を有すること

三　取組みに関する専門的見識及び十分な実践経験を有すること

２　タスクフォースは、前項各号のいずれかに該当する者であって責任者の推薦を受けて知事が認め登録したものにより構成するものとする。

３　知事は、前二項により登録した者について登録証（様式）を交付するものとする。なお、登録証の有効期間は、３年を超えない範囲で知事が定める期間とする。

４　責任者に事故があるときは、責任者があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。なお、責任者は当該指名を行ったときは、遅滞なく、その旨を知事に報告するものとする。

（委任）

第四条　この要綱に定めるもののほか、タスクフォースの運営に関し　必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成31年３月28日から施行する。

〇大阪府聴覚障がい児手話言語獲得支援者養成確保等に　関する要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例（平成29年３月29日大阪府条例第四号。以下「大阪府手話言語条例」という。）第３条の規定に基づき、聴覚障がい者が乳幼児期からその保護者又は家族と共に手話を習得することのできる機会の確保を図るため、聴覚障がい児の言語としての手話の獲得を支援する者（以下「手話言語獲得支援者」という。）の養成確保等の事業を実施するために必要な事項を定める。

（実施主体等）

第２条　第１条の事業の実施主体は、大阪府（以下「府」という。）とし、予算の範囲内で実施するものとする。

２　府は、第１条の事業の実施に当たっては、この事業の実施に関し、聴覚障がい児への深い理解と経験を有し、聴覚障がい児への言語としての手話の獲得に関する専門的機能を有する者に委託して実施するものとする。

（養成研修等）

第３条　府は、第１条の事業の実施に当たっては、手話言語獲得支援者を養成するための研修（以下「養成研修」という。）を実施するものとし、養成研修を修了した者（以下「修了者」という。）に修了証書（様式第１号）を交付するものとする。

２　府は、養成研修の講師に対し、講師としての技術等を向上させるための研修を実施するものとする。

（養成研修の対象者）

第４条　養成研修の対象者は、手話言語獲得支援者として活動する意思がある者であって、府が適当と認めたものとする。

（手話言語獲得支援者の登録）

第５条　府は、次の各号のいずれにも該当する者を手話言語獲得支援者として登録することができる。

一　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第２条第４号に規定する暴力団密接関係者をいう。）ではないこと。

二　業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者ではないこと。

三　養成研修の修了者、又は、府がこれと同等と認める者であること。

２　前項の登録は、当該登録をした年度の翌々年度の年度末までの間にその更新（更新のための現任研修を受講し、修了することをいう。以下「更新」という。）を受けなければ、その効力を失う。この場合において、更新は直前の登録を行った年度の翌々年度でなければ受けることができないものとする。

３　第１項の登録を受けようとする者は、大阪府手話言語獲得支援者　登録調書（様式第２号。以下「調書」という。）を提出しなければなら　　　ない。

４　知事は、前項により調書を提出した者であり、第１項各号のいずれにも該当する者に大阪府手話言語獲得支援者登録証（様式第３号。以下「登録証」という。）を交付するものとする。

５　府は、調書の提出を受けたときは、調書に記載されている事項を大阪府手話言語獲得支援者登録台帳に登載し、適正に管理するものと　する。

６　手話言語獲得支援者は、登録証の記載内容に変更があったとき又は登録証を毀損又は紛失したときは、「大阪府手話言語獲得支援者登録証再交付申請書」（様式第４号。以下「再交付申請書」という。）を提出しなければならない。

７　知事は、前項により再交付申請書を提出した者であり、第１項各号のいずれにも該当する者に登録証を再交付するものとする。

８　手話言語獲得支援者は、調書の記載内容に変更があったときは、変更後の内容を記載した調書を提出しなければならない。

９　手話言語獲得支援者は、その登録を辞退するときは、「大阪府手話言語獲得支援者登録辞退届」（様式第５号。以下「辞退届」という。）を提出しなければならない。

10　府は、前項により手話言語獲得支援者から辞退届の提出を受けたときは、その登録を取り消し、大阪府手話言語獲得支援者登録台帳から削除するものとする。

11　府は、手話言語獲得支援者が第１項各号のいずれかを満たさなくなったときは、その登録を取り消し、大阪府手話言語獲得支援者登録台帳から削除するものとする。

（手話言語獲得支援者の派遣）

第６条　府は、聴覚障がい者が乳幼児期からその保護者又は家族と共に手話を習得することのできる機会の確保を図るため、手話言語獲得支援者の派遣の要請があったときその他知事が必要と認める場合は、手話言語獲得支援者を、派遣することができる。

（事務の協力）

第７条　府は、事業の実施に当たっては、事業を円滑に実施し、聴覚障がい者団体をはじめ関係機関と密接に連携・協力することとする。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか必要がある事項は、府が別に定　める。

附　則

この要綱は、令和元年６月１日から施行する。